

# 中土佐町景観条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 景観形成施策（第7条）
- 第3条 行為の届出等（第8条—第11条）
- 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第12条—第15条）
- 第5章 雑則（第16条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、中土佐町のもてなしの心、四季折々の変化に富んだ自然景観、文化を育んできた魅力あふれる景観を守り、育て、創っていくために必要な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることにより、本町の美しい自然景観と自然景観と調和した文化、歴史、美しいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 「景観形成」とは、美しい自然景観を保全し、又市街地の景観を創造することをいう。
- （2） 「建築物等」とは、建築物（建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）及び工作物（同法第88条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）のほか、規則で定めるものをいう。
- （3） 「屋外広告物」とは、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

### （基本理念）

第3条 景観は町民共有の財産として、現在及び将来の町民がその恩恵を享受できるよう、町、町民及び事業者の適切な役割分担と協働のもとに形成されなければならない。

### （町の責務）

第4条 町は、前条の基本方針にのっとり景観形成に関する施策を策定し、計画的に実施しなければならない。

- 2 町は、景観形成する施策の策定及び実施に当たっては、住民の意見を反映させるように努めなければならない。
- 3 町は、建築物の建設及び道路その他の公共施設の整備等を行う場合には、景観の形成に先導的役割を果たすよう努めるものとする。
- 4 町は、町民及び事業者が景観形成に積極的な役割を果たすことができるよう、景観に関する知識の普及及び意識の高揚を図らなければならない。

(町民及び事業者等の責務)

第5条 町民及び事業者等は、自らの土地及び建築物その他の所有物が景観形成の主体となっていることを認識し、自主的に景観形成に努めなければならない。

2 町民及び事業者等は、町が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

3 町民及び事業者等は、景観の維持及び形成に努めるとともに、相互に協力するものとする。

(国等に対する協力の要請)

第6条 町長は、景観形成を効果的に行う必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、魅力ある景観形成に向けての協力を要請するものとする。

## 第2章 景観形成施策

(景観重点地区)

第7条 町長は、法第8条第2項1号に規定する景観計画区域の土地のうち、次のいずれかに該当する地域を、景観重点地区として指定することができる。

- (1) すぐれた自然景観を有する地域
- (2) 中土佐町らしい歴史・文化景観を有する地域
- (3) 主要道路沿線で、景観形成が必要な地域
- (4) その他町長が指定の必要を認める地域

2 町長は、景観重点地区を指定するときは、あらかじめ当該地域の町民、事業者等の意見を求めなければならない。

3 町長は、景観重点地区を指定したとき、又は景観重点地区を変更したときは、これを告示しなければならない。

## 第3章 行為の届出等

(景観計画区域内における行為の届出等)

第8条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる事項とする。

- (1) 鉱物を採取し、又は土石を採取すること。
- (2) 盛土又は切土により土地の形状を変更すること。
- (3) 屋外において土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する。以下同じ）を集積し、又は貯蔵する行為。
- (4) 樹木を伐採し、又は針葉樹（杉及び桧。以下同じ）を植樹すること。
- (5) その他、町長が景観形成に影響を及ぼす恐れがあると認める行為。

2 町長は、法第16条第1項第1号から第3号、及び前項の規定による届出があったときは、事業者に対し、説明会の開催等必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(届出を要しない行為)

第9条 法第16条第7項第11号に規定する届出を要しない行為は、第10条に規定する景観形成基準に適合するもので、次に掲げる規模のものとする。

- (1) 重点第一種地区

- ア 建築物の建築等で延面積 100 ㎡（色彩の変更にあっては 10 ㎡）未満、かつ、高さ 10 メートル以下のもの。
  - イ 工作物の建設等で面積 10 ㎡未満、かつ、高さ 1.5 メートル以下のもの。
  - ウ 鉱物を採取し、又は土石を採取する行為で面積 10 ㎡未満、かつ、高さ 1.5 メートル以下のもの。
  - エ 盛土又は切土により土地の形状を変更する行為で面積 100 ㎡未満のもの。
  - オ 屋外において土石、廃棄物を集積し、又は貯蔵する行為で面積 10 ㎡未満、かつ、高さ 1.5 メートル以下のもの。
  - カ 樹木を伐採する行為で天然林は面積 100 ㎡未満、植林は 10,000 ㎡未満のもの。
  - キ 針葉樹を植樹する行為で面積 100 ㎡未満のもの。
  - ク 看板、広告物等の設置で一辺が 4 メートル以下、かつ、表示可能面積が 4 平方メートル以下のもの。
- (2) 重点第二種地区
- ア 建築物の建築等で延面積 100 ㎡（色彩の変更にあっては 10 ㎡）未満、かつ、高さ 10 メートル以下のもの。
  - イ 工作物の建設等で面積 1,000 ㎡未満、かつ、高さ 5 メートル以下のもの。
  - ウ 鉱物を採取し、又は土石を採取する行為で面積 1,000 ㎡未満、かつ、高さ 3 メートル以下のもの。
  - エ 盛土又は切土により土地の形状を変更する行為で面積 1,000 ㎡未満のもの。
  - オ 屋外において土石、廃棄物を集積し、又は貯蔵する行為で面積 1,000 ㎡未満、かつ、高さ 3 メートル以下のもの。
  - カ 樹木を伐採する行為で 100,000 ㎡未満のもの。
  - キ 看板、広告物等の設置で一辺が 4 メートル以下、かつ、表示可能面積が 4 ㎡以下のもの。
- (3) 景観一般区域
- ア 建築物の建築等で延面積 200 ㎡（色彩の変更にあっては 10 ㎡）未満、かつ、高さ 10 メートル以下のもの。
  - イ 工作物の建設等で面積 1,000 ㎡未満、かつ、高さ 5 メートル未満のもの。
  - ウ 鉱物を採取し、又は土石を採取する行為で面積 10,000 ㎡未満のもの。
  - エ 盛土又は切土により土地の形状を変更する行為で面積 10,000 ㎡未満のもの。
  - オ 屋外において土石、廃棄物を集積し、又は貯蔵する行為で面積 1,000 ㎡未満、かつ、高さ 3 メートル未満のもの。
  - カ 樹木を伐採する行為で 100,000 ㎡未満のもの。
  - キ 看板、広告物等の設置で一辺が 4 メートル以下、かつ、表示可能面積が 4 ㎡以下のもの。

(景観形成基準)

第10条 町は、景観計画に景観計画の区域を定めるときは、当該地区の景観形成基準を定めるものとする。

(指導または勧告)

第11条 町長は、行為の届出があった場合において、当該届出に係る行為が当該地区の景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

#### 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定の手続き)

第12条 町長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

2 標識の設置は別途規則で定める。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第13条 法第25条第2項に規定する管理の方法、基準は次のとおりとする。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。

(2) 景観重要建造物の価値や良好な景観の保全のため、必要な維持管理に努めるものとする。

(景観重要樹木の指定の手続き)

第14条 町長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

2 標識の設置は別途規則で定める。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第15条 法第33条第2項に規定する管理の方法、基準は次のとおりとする。

(1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、必要な管理を行うこと。

(2) 景観重要樹木の焼失、枯死などを防ぐため、病虫害の駆除、その他の処置を行うこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために町長が必要な措置を講ずることができる。

#### 第5章 雑則

第16条 この条例に別段の定めがあるものを除くほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。